

## がれき処理の 受け入れ打診

環境省、42都道府県に

東日本大震災で発生した大量のがれき処理を広域的に進める必要があるため、環境省は17日までに、津波被害が大きかった岩手、宮城、福島、茨城と遠隔の沖縄を除く42都道府県に対し、処理の受け入れを打診した。

同省の推計では、倒壊建築物のがれき量は岩手、宮城、福島の3県だけで計2490万ト、阪神大震災の1・7倍超。津波などを受け使用不能となった焼却場や最終処分場も多く、被災自治体だけではすべてのがれきを処分するのは困難という。

がれき処理は自治体事務のため、搬出する自治体が受け入れる自治体と事務委託契約を結ぶ必要があるが、処理費用は全額国負担となる見通し。